

# 『木幡の時雨』 実子イジメの基底

—母上の怨恨をめぐつて—

横溝 博

## 一はじめに

昨今、中世王朝物語（鎌倉時代物語とも）の研究は、作品の表現や語彙、あるいは構想に、より精緻な分析を加えることで、作品の時代的な位相をほぼ測定しつつあるといえよう。中でも関心が高いのは、鎌倉期から室町期へという過渡期に位置する、いわば御伽草子的な作品についてであろう。これらは概ね構想の不備や表現の短絡さが指摘されて、作品としての評価は上がらないものの、御伽草子に通底する素地を見せるゆえに、価値が認められてゐる物語群である。

本稿で取り上げる「木幡の時雨」<sup>(1)</sup>は、まさにそのような境界上に位置する特異な一篇である。玉上琢弥氏<sup>(2)</sup>により紹介がなされて以来、繼子苛めならぬ実母による実子への迫害と、二組の双生児の誕生と双方の結婚、母親の入れ替えなどといった、それまでの物語の典型像からは大きく外れた奇抜な構想が殊に注目された<sup>(3)</sup>。また詞章の面では、王朝風の物語のそれを踏みながらも、

室町期の物語草子類のような、形骸化した素地をしばしば見せていることが明らかにされている。<sup>(4)</sup> そのような、いわば「他愛のなさ」が散見する「木幡の時雨」は、鎌倉期成立の王朝風擬古物語というよりは、むしろ御伽草子に近い室町時代物語的な色合いの濃い作品であり、辛島正雄氏<sup>(5)</sup>の言を借りれば「室町期成立の王朝風物語」との評価で、落ち着きを見せているかのようである。

ところがこのようないくつかの認識にいたって、「木幡の時雨」の研究は今日ストップしてしまっているかに見える。それは室町期の物語草子類との親近性が強調されるに及んで、鎌倉時代の王朝風物語から室町時代の御伽草子（公家物）への変貌という、困難な命題に行き当たってしまったがためであろう。それは必然的な道筋ではあったが、しかしそれ以前に、文学史的な議論を強く裏付けるほどには、物語の内容に関する分析が行われてこなかつたという経緯が、研究の進捗に大きく作用しているのではないか。とりわけ「木幡の時雨」が構想するところの、繼子苛めならぬ実母による実子への迫害というプロットが、どのように評価されてきたの

か。今、まさにそれらを改めて見直し、再吟味するべきときであると思われる。「継子苛めならぬ」と断らなければならぬほど、実子への迫害という着想（本稿では特にイメージと表記する）は、「木幡の時雨」においては「住吉物語」を初めとする凡百の「継子物」の向こうを張つて強調されている。このことについて、これまでどれだけの議論が積み重ねられ、深められてきたか、心もとない。

## 二 母上の怨恨をめぐって

本稿では先学の駄尾に付しつつも、実母による実子への迫害——イメージがどのような意図を持つて描かれているのか、再度読み直し点検する。具体的には、実子に対する迫害の様態に目を留めるのではなく、むしろそのような行為に及ぶ母親側の内面の問題としてこれを扱い、物語的な意味を浮かび上がらせたいと思う。が、果たしてそこまでの掘り下げが可能であるのか。まずは母上の怨恨をめぐる記述をたどり、ヒロインの姫君をも含めた物語開始現在の一家の状況を、その語られ方、筋の運び方に注意して確認することから考察を始めよう。

先述のように、実母による娘に対する疎外は、既定事実として冒頭から果敢に強調されており、姫君の心内によつて、あるいは周囲の者の「口を借りて、それは印象的に語り起こされる。

○いとど昔の御面影のみたちそひて、母上の御心のつらきに(10頁) けても、

○(尼上)「あなうつくし、さばかり父君の必ず后とのみかし

づき給ひしものを、心憂くも母君の御心に入れさせ給はぬなうらめし、親ならぬ親なりとも、いかでかこれをおろかには思ひ給はん」

(10頁)

「親ならぬ親」、つまり継母ではなく他でもない庇護者たるべき実母が、娘を疎かに扱つてゐるという事実。この〈母像〉の演出に物語の当面の作意があるのは明らかであり、そのための巧妙な段取りが仕組まれてゐるのだと言えよう。姫君の嘆きを裏打ちするように、尼上の嘆きがそれに追随し、不可解な〈母〉が印象づけられる。亡父の愛育に反し、母親が娘の養育に身を入れないことへの不審が登場人物の証言として語られるが、それは読む者の不可解さに置き換えられて、物語の意図としては実母の登場を期待させる段取りともなつてゐる。

方法的に見れば、母なる女への不審を惹起するのに、物語は「継母」を反指定すれば事足りるのだった。かほどの母像を逆手に取れるほど、「継子物」が当時において支配的であったことが逆に窺われもあるのだが、ここではこのように「継母」ならぬ実の母の像が演出されていることに注意しよう。「母上の御心のつらき」とは何なのか。亡夫の遺志に添わず、娘を蔑ろにしているらしい〈母〉への謎が、ここではクローズアップされてくるのである。<sup>(6)</sup>

このように不可解な〈母〉像を演出するための段取りは、この後、中の君が中納言と國らずも契りを交わした際にも仕組まれてゐる。ただいまはあれともなにか覚えん、あさましく恥づかしく、恐ろしきものに思して泣き給ふなかにも、「母上の漏れ聞き

給ひて、いかばかりあはつけきことと諫め給はん」と思ふぞ、いとかなしきや。

(14~15頁)

と、目の前の中納言よりも、母親に対する極度の懸念をのぞかせる姫君の心内語。そして、

「よし、誰にてもおはせよ、心長くだに見果て給はば、それこそよき御ことよ。母上の御心のつらきにつけても、かかる御こといできおはしませ、と念じつるしにや」とよろこび給ふにぞ、女房たち心おちゐて見奉る。

(16頁)

と、新たな庇護者の登場を喜ぶ尼上の言。さらには、

(16頁)

母上の御心のつらきに、心長く見え奉らぬこともや、と思ふもさすがなりけり。

と、母上の妨害をひたすら心配する中の君の心内語。以上からは、母上の迫害に対する危惧が常態化していることが印象づけられ、母上に対する読み手の不審はさらに喚起される。随分と手の込んだ叙述であることが分かろう。

以上のような入念な前置きがあった上で、母上一家の構成が明かされる。中納言が平等院へ赴いた際に当地の僧が語ったこと、ある僧申しけるは、「(略)……奈良の兵部卿の右衛門督の北の方は、前の四条大臣の御女四の君にておはせしが、君たち四人持ち給へる。姫君三人、男一人なんものし給ふ。姉君は、京に按察使殿の上になし奉り給ひて、御継子の姫君に、御弟の少将殿を合はせ奉り給ひてかしづき給ふ。残りの姫君たち、中の君・三の君など引き具して、御髪おろしておはする」と申す。

(19~20頁)

これによれば、母上はすでに出家の身であるということだ。これは夫の死に伴うものであろう。長女は既に他家に嫁いでおり、按摩使の後妻となっている。注目されるのは、この長女が他家では繼母の立場にあることだ。しかもこの長女は後出のように、母上に対して批判的な良識人としての造型であり、「継子物」の険悪な継母のイメージとは程遠く、むしろ母上の特異性をきわだたせている。右から窺われるもう一つの事は、右衛門督没後、一家は離散したというような状況ではないことだ。大君の結婚も、弟の結婚も、すべて母上の差配と思しい。これは右衛門督の家の消長に配慮したことであろう。そして出家しても、中の君・三の君を手元に抱えており、右衛門督没後の一家をまとめている母のイメージがある。

しかし、ここまで読んできて、母上の実の娘に対する迫害の理由は分からぬ。不審を抱きつつも、実際に母上の登場を待つて、先へと読み進めることになる。そして、主人公中納言が中の君に結婚を申し込んでくる段になつて、当の母上は初めて登場する。「住吉物語」の継母よろしく結婚相手を三の君へとすり替えるのだが、ここで中の君について母上は次のように語る。

「中の君は、幼くより父君のいとほしきものに思して、必ず后とかしづき給ひしに、やがて別れ給ひしより報なき人と知りにき。それよりは、三の君の大人になりゆくに、あはせ聞こえん」との給ふを、…… (後略)

母上が中納言の結婚相手を三の君へとすらすのは、父に期待をかけられていた中の君を「報なき人」、すなわち宿運のつたない娘

と見限り、まさに成長しつつある、無垢な三の君の将来性を見込

んだからと言ふのだ。特に中の君が「報なき人」と裁断される点に注目したい。これは指摘されているように『住吉物語』の継母の文句を引いているには違いないが、中の君が退けられているのは、父の期待に適わなかつたからというのが理由のようである。しかし、だから三の君なのだということでは、ことさら三の君が最戻されているということにもならないであろう。その点、継子よりも実子を愛するゆえに心情的な偏りを見せる『住吉物語』の継母とは、おのずと事情が異なつてくるのであり、なぜ中の君が虐待されるのかということの、もっと積極的な理由が求められてくるのである。

このよう母上の処置に対し、中の君方の女房たちは、

○御前の人々、「心憂き世を見るかな。あはれ、故君おはします御世ならば、まづこの御方をとこそ給はすべきに」

(20~21頁)

○(人々)「殿の中納言とかや聞こゆる御人を、三の御方にと定めさせ給ふなり。あはれのことや。ありしながらの御世ならば、まづこそ」とうちつぶやくを聞き給ひて、(21頁)

と、口々に慨嘆し、故父君が生前、中の君にかけていた期待と愛情のほどを回顧するとともに、中の君の不遇な現況を嘆く。そして当中の君は、

(姫君)「いとど昔の御面影たち添ひて、音泣きがちになりま

さり給へり。(21頁)

と、亡父の面影に救いを求めるかのように、母の仕打ちに咽び泣

きする。

それにしても、なぜ母上は「夫の遺志を継いで中の君を庇護することをせず、中の君への期待を断念してしまったのだろうか。それが大きな謎なわけであるが、それに答えるように、中の君を虐げる母上に対して大君が批判を述べた際、母上は理由の一端をこう告白するのだ。

母上、「君たちは知り給はじ。故殿の幼くより后とかしづき給ひしかど、はやく連れ奉りにしかば、報なき人と知りにき。

また故殿のとりわけうたうし給ひしも、この御乳母の少納言を若くより思しき。少将をも殿の御子とこそ人は言ひしか。

さればにや、なべての女房には似ず、まみ・口つきのよしめ

きたるも、君たちにうち通ひて、にくからぬさましたり。されば、殿も失せ給ひぬ。少納言もいまはなし。ゆかりにくし

とにはあらねど、心づきなしと見しゆかりなればにや、よかれとは思はず」とたのまことに、親ながらもねぢけがましく、(大君)「少納言心づきなしと思しとりぬるゆかりなりとも、親ながらもいづくを憎しと見給ふらん」と、いとあさましう、うたてむくつけきかな、と爪はじきせらるるなり。

(27~28頁)

これによれば、夫が亡くなると同時に中の君への期待を断念したという体ではなく、夫の中の君への愛情と期待に、妻として、あるいは母として同調できないのは、傍線部のように、亡夫が乳母へと通じていたというのが大きな理由らしい。この中の君の乳母への嫉妬が、ひいては母上自身の中の君に対する愛情を妨げる要因

になつてゐるというのである。そのような告白は、しかしその断定的な口吻ゆえに、長女の理解をかちえるどころか、嫌悪感さえ抱かれる始末である（波線部）。そもそも母の言からして、のつけから他人には理解不能なものとの前提で述べられているとさえ受け止められる（波線部）。このような対話の構図において、母上の内面は容易に他者には理解されないものとしてあり、それゆえ言葉にならない思いがあることも想像されるのである。

亡夫の乳母への愛情が嫉妬をもたらし、中の君を疎んじるようになつたということ。これは理解できるようであつて、しかし継母が継子を迫害する心理のようには、容易に納得がいかない。これについては先学も言及するところであるが、玉上琢弥氏は、

「自分の腹を痛めた娘ではあるが、それを育てた少納言が夫の愛を盗んだかららでの憎しみである。夫の生きてゐた間中、特に中の君が其の慈愛的であつたこと、も亦一条件とはならうけれども、まことに変つた構想ではあつた。」

と述べ、奇抜な構想との感想にとどまる。また小田切文洋氏は、

「その相違点の中で最も注目されるのは、何よりも一見継子苛めの話柄に見えて、乳母への嫉妬をわが子に振替えた実母の代償感情を主題とすることである。……（中略）……だが、物語を通説してみると、この実母の代償感情には、必ずしも説得的な描写が用意されていないような印象を受ける。」

と、実母の心理描写を不徹底なものと見、不可解さを示している。一方、大方の継子物に反し、実母に迫害する主體を転換させてい

る点、「登場人物の感情に近代的な陰影を添えている」との見方もなされるものの、それまでのことであり、おおむね母親の心理描写についての追究は、構想の安易さを指摘して片づけられてゐるのをもつて、一般的見地と見てよい。そして、物語自身、構想の不備を意識し、隠蔽しようというのか、あたかも読者の批判を先取りしているかのような長女の批判の言は、解釈者の母上の心理への立ち入りを拒むようで、「実母の感情の不自然さを、読者へ向けて、作者が申開きをしているようにも受け取られる」（前掲小田切氏<sup>28</sup>頁）と指摘されるゆえんである。

しかし、そもそも母上の弁は、他者の共感や理解を容易には受けつけないものとして語られてあつたことに注意したい。それを承知した上で、あえて「理解不能」と嗟嘆が述べられている母上の心的背景へと、推究の手を伸ばすことは許されるのではない。閉ざされた心の内——その心的背景を窺うべき手掛けりは、亡夫が乳母との間にもうけた子であるという、中の君の乳母子少将である。母上は、少将が亡夫と乳母の間に出来た子であると確信しており、亡夫と乳母が通じていた決定的証拠と、怨恨の由来を物語るようである。なお後文には、中の君自身の目によつても、三の君との比較によつて、母上の言を事実と追認していく、物語は明言しないが、少将が故右衛門督の子であることは認めてよからう。その上で、母上の怨恨の背景を知る手掛かりとして、少将の年齢記述に着目したい。「乳母への嫉妬」と一口に言われるが、それは事後的な言い回しであり、当時にさかのばれば、事情はいささか異なつてゐたことが想像されるのである。

### 三 母上の怨恨の起源、中の君出生前後のこと

ろかなり。

(13頁)

「木幡の時雨」では、人物の年齢に関する記述は、中の君、少将を除いては、以下のものがすべてである。

○(木幡の尼)五十ばかりの、墨染めの袖ゆゑゆゑしくて行ふ

尼なめり。

(13頁)

○(三の君)その後、昼夜かに見聞こえ給へば、十四、五のほどにて、いみじうをかしげに、うつくしげなれど、にほひ・愛敬ならぶべくもあらず(以上、中納言の視点)。(22頁)

○(双子の男児)時なりて内裏に入らせ給ふに、四つばかりにて、御髪面うつくしく、御鏡の影もたがふところなきに、母君の御にほひさへ加はり給へば、(68~69頁)

○年月移りて、宮、十三にならせ給ひて、御元服のことあり。

(70頁)

○春宮十七にて、(帝ハ)御位を譲り奉り給ひて、(71頁)  
他方、主人公中納言、式部卿宮、大君、母上の年齢、あるいは故右衛門督の享年が見られないなど、およそ本格的な王朝物語のそのような、年立てを勘案しての年齢叙述というのからは程遠く、概して気まぐれ、かつ人物描写の一部分として、通り一遍に述べられているに過ぎないとの趣がある。しかし、中の君については、一度目は中納言によつて、

この帳台の障子口に、萩の單襲に紅の袴ながらかに着なしてたてる人、十七、八ばかりにやと見えて、あなめでた、とふと見えて、にほひ・愛敬こぼるばかりに、うつくしなどもお

と見られ、そして後には式部卿宮によつて、やはり同じように、なかに十七、八ばかりにやと見えて、目もあやにおどろかるる人ざまなり。あなめでたの人や、とうち見えて、(34頁)と見られるなど、とりわけ年の頃が強調されているのは注意してよからう。これは少将との関係において考えるとき、母上の怨恨について、すなわち物語開始以前の状況を知る上で、無視できない記述である。ここで、少将の年齢描写に着目しよう。

二十二、三のほどにて、愛敬つきたるさまは、母上ののたまひしやうに、三の君うち通ひて、我が鏡の影も似げなからず見給うてあはれと思す。

(43~44頁)

同年、中の君は十七、八歳。少将は二十二、三歳と、中の君よりは年上であることに注意したい。そうなのだ。母上の怨恨の原因である亡夫と乳母の密通、そして少将の誕生、すべては中の君出生以前のことだったものである。すなわち、「乳母」といいながら、その当時、少納言は乳母ではなかつたのであり、中の君の乳母といいう立場において、初めて密通があつたのではないことを、はつきり認識しておく必要がある。故右衛門督・母上・少納言という、三角関係があつたのである。このことを発端に、少納言への嫉妬が生まれたことは容易に推測できるが、それにしてものちに中の君を疎外する理由として、后がねとしての亡夫の期待の挫折と、乳母への嫉妬が同時に述べられることの意味とは何か。両者は結び合わされるものなのか、あるいはいはづれかが方便であるのか。わけても「報なき人」と中の君を呼ぶ、母上側の事情をさらに追

究したくなるのである。

中の君および乳母子少納言の年齢記述を信頼するとき、この二人の出生の前後に、母北の方の怨恨の由來を求めるよりはあるまい。その当時、右衛門督・少納言・北の方の三者間に何があつたか。その間の事情を、想像をまじえて復元・整理し、内付けしてみると、次のようにになるのではないか。

大君誕生後、右衛門督は北の方よりも、少納言と呼ばれる女性に親しみ、やがて契りを結ぶ関係になる。北の方も右衛門督の疎遠に気付く。じきに少納言は姫姫。右衛門督の子・少将をもうける。右衛門督は北の方に通いつつも、少納言との関係を続けていたらしい。それから五年後、北の方に中の君が誕生。右衛門督は中の君を后がねにと思い、それにかこつけてか、少納言親子を乳母（子）として中の君に付ける。

右衛門督にとつては、それは少納言との関係を、カムフラージュするためであつたかもしれない。北の方は、少納言への嫉妬も手伝い、中の君の養育に気が乗らない（その結果、中の君の養育については、北の方は蚊帳の外となつてしまふか）。三年後、三の君が生まれる。そのころ、右衛門督は病

の床に着き、逝去。これを機に、少納言は出奔、あるいは北の方に追放されたのだろう。北の方は、大君を按察使の後妻として縁付かせ、長男少将をまた、按察使家に婿入りさせる。北の方は中の君・三の君を手元に残し、落飾。中の君は母親の情薄くも、多くの心ある侍女達あるいは父の縁者に庇護されて、かろうじて北の方の傍で育つことが出来た。

ひとまずこのように考えられるのである。そして中の君疎外、すなわち実子イジメの心理の基底には、少納言への嫉妬ばかりではなく、正妻としての地位が脅かされるという恐れも与つていたものと思われる。少納言に子ができるたというのは、母上の北の方としての立場を大きく揺るがしたであろう。右衛門督は少納言母子に対する態度は「継母」（準北の方）という地位に格上げされることもあり得るのだ。このように復元してみて、北の方が右衛門督没後、なお中の君を疎外してかかる、そのイジメの理由を考えてみたい。そこでヒントになりそうなのは、北の方が再三、中の君を「報なき人」と言つてゐることである。これは右衛門督の逝去により、早くに后がねとしての養育が頓挫したことを指して言うが、これにこだわる北の方は、あるいは娘の后がねとしての養育に、内心期するところがあつたのではなかつたか。

#### 四 実子イジメの基底

母上の出自については、「前の四条大臣の御女四の君」とあるばかりである。この四条大臣がどれほどの家柄であるのかはつきりしないが、先に時の左大臣から中納言に娘をと婚姻の申し出があつたにも関わらず、この母上の三の君との婚姻を父閑白が認めしたことから、四条家が左大臣家に比して遜色ない家格であるとは考えられよう。<sup>(10)</sup> また、故右衛門督の追善法要が営まれた際、そこ

に上達部が參集していることからも、母上の実家の四条家が権勢家であったことが窺われる。中納言を婚取る際の母上の慢心もあるいはこれに由来しよう。

このように出自の高い北の方が、右衛門督同様、娘の栄達・家門の繁榮を望んでいたとしても不思議はない。そこに家意識の強い、中世の女性像を見てもよい。乳母とは言え、右衛門督と内縁関係にあることにより、妻としての地位を脅かされる北の方は、妻としての立場を挽回するためにも、中の君に対しては「母」であることを主張し、積極的に後見に関わっていかなければならなかつたはずだ。しかし事実はそうではなかつたのである。右衛門督の死により、結果的に後家として、妻の地位が回復されたはしたもの、それは決して北の方が望んでいた解決ではなかつたはずだ。右衛門督の死によって、自家の繁榮への期待、とりわけ一家の北の方としての立場の回復が裏切られたとの感を、中の君には特に強く覚えているのではないか。つまり「報なき人」とは、中の君を呼ぶようでいて、そのような不遇な自分自身への自己言及でもあつたのではない。

また大君もそのような推量を裏付けはしまいか。気になるのは、大君が按察使の後妻となつてることだ。按察使への嫁入りが、右衛門督の生前であつたとしたら、なぜ長女を飛び越して中の君に后がねとしての期待を掛けたのか、後妻としての道を選ばせたのか不思議だ。中の君同様、父親の期待を担つていたとしても不思議はないのだが、物語にはそのようなことを窺い知る記述は見えない。いつ按察使に嫁いだかも不明であるが、按察使の後妻と

なつてることからすれば、右衛門督没後と考えるのが妥当であろう。家の主を失い、母北の方は大君を按察使の後妻として縁結を成ると同時に、長男を婿入りさせることで、按察使家の後ろ盾を得、ともかくも家の延命をはかつたと思われる。おそらく、大君に対する父親の愛情は、北の方との疎遠な関係もあり、あまり深いものではなかつたのであり、中の君にしても、少納言と子の少将がいたればこそ、その養い君ということで、かわいがりもしたのだ。そのような、中の君への后がねとしての右衛門督の養育に、母上は胡散臭さを見て取つていたであろう。それだけに、北の方にとつては、まさに妻としての地位が危ぶまれる状況でもあつたと思われる。

このような経緯があり、時の閑白の御曹司である中納言からの結婚の申し出があつて、北の方は名利欲を復活させ、残る三の君に自家の繁榮への最後の望みを託したのである。出家の身であるにも関わらず、宇治の奥、桜井から京にある実家の四条家に移り、中納言を迎えるようとがんばるのである。

母上は、はなやかにめづらしき御婿かしづき、姫君の御衣なにかともてはやし給ふを、  
過去に叶えられなかつた婿かしづきを、今ようやく実現したこと  
のにわかな昂奮が窺える。そして中納言が三の君に疎遠になるの  
を察知しては、「うらめしういがにせん、と神仏を念じ入り給ふ」  
(24頁)「母上は、三の君ゆかしくて、忍びて渡り給ひて見奉り  
給ふ」(25頁)というよう、気がかりでならない。さらに中納言  
の疎遠の原因が中の君であると分かると、侍女も含め、中の君を

中納言の手の届かないところに移してしまう。三の君の妊娠を知つては、「めづらしくうれしきにも、中納言の御志のなきことをのみ嘆き給ふ」(42頁)とあり、これから推察するに、三の君を後見する母上の目には、過去の自己の姿が二重写しになつていると言えそうだ。不遇であつた自己を三の君の上に投影し、それを理想的に仕立て上げることで、代理的に自己の欲求を実現し、自らを慰めると同時に、失われた北の方としての示威を回復しようとするとする気持ちが、基底にあるようである。従つて中納言の不実には自己の経験からも神経質になるのであり、その不満の矛先は中納言の思い人である中の君に向けられる。さらに中の君の懷妊の兆候を日ざとく察知しては、中納言の子と思ひ、「中納言にゆの答へもし給はば、見聞き奉らじ。三の君の心を恼まし侍るも御ことゆゑぞかし」(42頁)と、中の君に対する締め付けを強化する。

つまりこの場合、三の君へ自己を投影するばかりでなく、次のように、中納言に故右衛門督を、そして中の君に少納言を重ねて見てもいるのである。

少納言

右衛門督

北の方

三の君

中納言

(中君)「いかばかり、憂き身には憂しと思ひ取るべきさへあはれなるぞかし。いかなれば母上の我をばあなたがちに憎み給ふらん」と、いと心憂し。かかること聞き給ひても、(母上)「中納言の御子にこそ。ゆめゆめ取り上げ給ふな」とぞ給ひける。少将、心憂しと聞きけり。  
(45頁)

不条理までの母と娘の感情の相剋。ひとり少将はひそかに事情を悟るのであろうか。母上としては同じ中納言の子といつても、それは三の君の上にこそ実現せねばならないのだ。次は三の君出産間近のころの母上の様子。

中納言の、この頃もぞいとつれなくものし給ふつらさ、はたいはんかたなし。母上、つと添ひ居てなげき給ふ。(48頁)

自身の体験したつらさを思い出しての「嘆き」であろうか。そうして糾余曲折があつて、物語も終盤、中の君、三の君双方の双子を取り替え、それぞれ入内し、皇室の地盤を固めて大団円となる。その時、

四条の母上聞き給ひて、「わが姫君たちの御幸ひよ。あるひは后、あるいは王の母」と、よろこび給ふにぞ、忍びごとや漏れん、といとをかし。  
(70~71頁)

と、これまでの遺恨はどこへやら、たいへんな喜びようなのである。このあまりのギャップゆえに、

「それまでの絆縫が忘れ去られたかのようだ、この結末の付け方には、筋の展開に見合つて、実母の憎しみの感情を描き分けることができず、棚上げにされてしまった事情が考えられよう。」

(前掲小田切氏29頁)

というように、不徹底とみなされ、表現力の乏しさを云々されるところであつたが、これまで見てきたように、母上の本的な欲求が、自家の繁栄による北の方としての名譽の回復であつてみれば、三角関係が解消し、それが実現したこのような理想的な結末は、まさに手放して喜べるものなのであつて、何ら不自然はない。描写の不足は否めないながら、少なくとも物語はそのように落着させようとしていると理解されるのである。

## 五 おわりに

冒頭、「十市の里の衣打つ槌の音も」と始まる「木幡の時雨」であるが、巻頭のこの一節はもちろん既に指摘されているように、古歌を踏まえた、いかにも王朝風の物語を演出するために挿えられた叙情的な書き出しには違いない。また連歌の寄合の知識からの連想によつて構成された起筆でもあるだろう。しかし、いずれにしてもこの「衣打つ槌の音」すなわち「撫衣」の音は、世阿弥の能「砧」で見るよう、遠方の夫に顧みられない妻が独り寝の我が身を嘆いて打つ砧の音に相違なく、つまりは閨怨の詩情を漂わせた中世的な文脈において捉えるのが正しい理解なのではないか。冒頭部を今少し長く引けば、次のようである。

十市の里の衣打つ槌の音も、朝の露に異ならぬ身を、いつもでとか急ぐらん、といとはかなく聞き臥し給ふ夜な夜なは、いとど昔の御面影のみたち添ひて、母上の御心のつらきにつけても、……（後略）

これは普通、直後の「なほおはすらん所へ、とく迎へとり給へ」

との中の君の切実な嘆きの心情に結び合わされ、中の君の自己言及と捉えられるところである。しかし、これまで見てきたところから振り返れば、母上との心情的な乖離を見、さらに「撫衣」の意味を汲めば、「衣を打つ槌の音」は母上の亡夫に置き去りにされた嘆きを表しているようし、同時に現世的な繁栄への欲求を捨てきれない母上の執着心を、はや示しているともそれそうだ。それに対して中の君は、「いつまでとか急ぐらん」と、母上とは馴染まない心情を吐露すると同時に、現世における我が身の不幸を噛みしめてもいる。そのような母娘の対比的な構図が、「十市の里も」との書き出しには籠められているのではないか。右衛門督の不在は中の君ばかりではなく、母上にしても大きな喪失感をもたらしていたのであり、のことからも「木幡の時雨」は「住吉物語」を初めとする継子物では表出し得ない、父君非在の（家）における、母娘という（女）たちの葛藤を描き得たといえようか。「住吉物語」との関係で言えば、久下裕利氏が「継母を実母へと置き換えた継子譚的相貌」というよりは、物語の始発を「住吉」的設定に説いていたのが実情に近いかもしれない」と言われるのが本当のところであろう。

本稿では、実子イジメの基底を探るために、イジメを構造化する実母の怨恨を紐解いた。これが継子譚の継母のケースとはおのずから異なることは、明らかになつたことと思うが、さらに継子譚との差異を突きつめれば、どのような問題が浮かび上がるのか。これについては、稿を改めることとし、今は大方のご批正をお待ちしたい。

注(1) 「木幡の時雨」の本文の引用は、以下「中世王朝物語全集6 木

幡の時雨 風につれなき」(「木幡の時雨」は大槻修・田淵福子校訂

訳注、笠間書院、一九九七年)に掲り、頁数も同書に掲り示す。傍

線・括弧は稿者による。

(2) 玉上琢弥「こはたの時雨論攷」「現存本こはたの時雨に就て」

〔国語国文〕7—10、一九三七年(10月)。

(3) 神田龍身「物語文学、その解体——『源氏物語』『宇治十帖』以

降」(有精堂、一九二年)所収「三章 分身 交換の論理——『木幡

の時雨』」とりかへばや」——」において理論構築がなされている。

(4) 辛島正雄「木幡の時雨」の再検討——中世物語史・序説」(文

学研究八一輯、一九八四年二月)、同「中世物語史私注」——「木幡

の時雨」〔源氏小鏡〕をめぐって」(文献探求第二十号、一九八七

年九月)により、南北朝以降室町期の成立とする説が有力視される。

辛島氏の論証には田淵福子「木幡の時雨」の文章〔中世王朝物

語の表現〕(世界思想社、一九九九年)所収)により批判が加えられ

るが、室町期成立の可能性を否定しない。なお辛島氏の諸論は、同

著「中世王朝物語史論 下巻」(笠間書院、一九〇〇年)に収録。

(5) 注(4)辛島論「中世物語史私注」9頁を参照。

(6) 「あきぎり」が「木幡の時雨」とほぼ同様の始発を持つ。ヒロイ  
ンは父按察使の大納言に后がねに囁きられるも、愛育半ばにして  
死別し、残された母北の方は出家するが、「ただこの姫君の御こと  
を明け暮れ思しつつ」といった様子で、このような母像は「源氏  
物語」の桐壺更衣から始まり、はかなげな姫君を描く際の規範的  
形である。

(7) 注(2)玉上論「こはたの時雨論攷」66頁を参照。

(8) 三谷栄一編「体系物語文学史 第四卷」(有精堂、一九八九年)  
所収「木幡の時雨」の項(小田切文洋氏執筆)238~239頁。小田切論

の主旨は、同氏「物語文学における双子譚的要素の展開」——「今と  
りかへばや」など(「国文学」一九八八年四月)でもほぼ同じ。

(9) 長尾有里子「こわたの時雨」(解釈と鑑賞)一九八〇年(1月)。

(10) 中世における実際の四条家は院政期に興隆した堂上家である。な  
お四条大臣が故人であるとの確証はなく、大槻修氏が私案系図で示  
されているように、太政大臣がこの人であるのかもしれない。参考

【吉田忠氏旧蔵 甲南女子大本こわたの時雨】(和泉書院、一九八

一年)。注(2)玉上氏も同様に解しておられた。

(11) 今ひとつ付け加えれば、姫君の父恋いの心情をなぞるように響く  
十市の里の櫻衣の音は、ここ姫君の居所が桜井(大和國)にあり、ま  
た父君が「奈良の兵部卿」と呼ばれていたこととも関係がある。

〔談山神社文書〕によれば、多武峯領に十市郡桜井莊が見える由で

あり、地域的に重なる(桜井市史)一九七九年)。文学作品におけ

る「十市」の表現については、松浦あゆみ「名所歌枕「十市」をめ

ぐる(遠)表現史私考」(古代文学研究 第二次)第九号、一九〇

〇年(10月)に詳しい。

(12) 久下裕利「物語の廻廊——『源氏物語』からの挑発」(新典社、  
二〇〇〇年)所収、「継子譚」の項。また久下氏は「実母の浮上は  
よりもなおさず父の不在によつてもたらされているのではないかと  
思われる点である。……(中略)……実母の虐めの裏返しに『父を慕  
う』という点を割り引いても、父の不在は姫君の運命に重くのしか  
かっていたと思われる」(同書30頁)と言われるが、それは何も中の  
君ばかりではなかつたということである。この実父の不在の影響と  
いう点については、本稿では立ち入らなかつたが、継子物における  
父親の存在をめぐつては、(継)母像と同様 再吟味の余地が多く残  
されていると思われ、機会を改めて考えたい。